

## 栗原市クーリングシェルター 募集要項

### 1 目的

令和6年4月に改正された気候変動適応法により、市町村長は、熱中症による健康被害を防止するため、区域内にある施設をクーリングシェルターとして指定できるようになりました。

クーリングシェルターとは、熱中症による健康被害発生を防止するため、適当な冷房設備を有し、市民その他の者へ開放することができる施設のことです。

市では、熱中症による健康被害を予防し、市民の生命と健康を守るため、クーリングシェルターを運用し、市とともに熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

### 2 施設開放条件

クーリングシェルターは、宮城県で熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表※された場合、開放していただきます。

なお、施設開放を可能とする曜日ならびに時間帯は、各施設が決めることができます。  
※熱中症特別警戒情報について、宮城県は、県内全ての暑さ指数情報提供地点にて、日最高暑さ指数（WBGT）が35に達すると予測される日の前日午後2時頃までに、栗原市は、県発表同日の午後5時頃までに、それぞれウェブサイト等で発表

### 3 応募条件

次の条件を満たす市内の施設です。

- (1) 施設の開放可能な曜日と時間帯を定められること。
- (2) 冷房設備を適切に管理・運用できること。
- (3) クーリングシェルター利用者が着席して休憩・滞在できるよう、椅子やベンチ等の数に応じて、おおむね5人以上の受入可能人数を設定できること。
- (4) 施設情報（名称、所在地、電話番号、受入可能人数、開放可能曜日・時間帯等）の公表に同意できること。
- (5) 市指定クーリングシェルターであることを示した掲示物を掲示できること。

### 4 募集・運用期間

募集は随時受け付けます。

クーリングシェルターの運用期間は、原則国の熱中症特別警戒情報の運用期間である、毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日までです。

## 5 応募方法

応募用紙兼同意書（様式第1号、第2号）に必要事項を記入の上、持参、郵送、ファクスまたは、Eメールのいずれかの方法で下記提出先に提出してください。

### 【提出先】

栗原市 市民生活部環境課

住 所：〒987-2293 栗原市築館薬師一丁目7番1号

電 話 番 号：0228-22-3350

ファクス番号：0228-22-0350

Eメールアドレス：kankyo@kuriharacity.jp

## 6 応募後の流れ

応募用紙提出後の流れは、次のとおりです。

- (1) 応募内容の確認
- (2) 施設管理者との調整
- (3) 市と施設管理者との間で協定書（様式第3号）を取り交わし、協定を締結
- (4) クーリングシェルターの指定・運用開始。併せて、施設情報を市ウェブサイト等で公表

なお、協定で定めた期間満了の1カ月前までに、協定の更新をしない旨の申し出がなかった場合には、協定は引き続き同一条件で1年更新されるものとし、以後も同様とします。

また、公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適切と認める場合は、クーリングシェルターに指定されないことがあります。

## 7 その他

- (1) クーリングシェルターは無料での開放となります。また、クーリングシェルターの管理運用に係る電気使用料等の必要経費は、各施設でのご負担となりますので、予めご了承願います。
- (3) 熱中症特別警戒情報が発表されていないときでも、涼み処として休憩しに来た人を受入可能な施設は、ご協力をお願いします。

様式第 1 号

栗原市クーリングシェルター 応募用紙兼同意書

応募日： 年 月 日

情報内容		記入欄	
施設情報 (公開情報)	施設名称		
	所在地	郵便番号	
		住所	
		電話番号	
	受入可能の曜日および時間帯	曜日	
		時間帯	時 分から 時 分まで
	受入可能人数（椅子やベンチ等の数に応じて、人数を設定）		人
	休憩場所の詳細 (休憩場所の詳細を記入し、様式第 2 号に見取り図を添付)		
	熱中症特別警戒情報発表時以外での、涼みに来た人の受け入れ		可 ・ 不可

上記の情報を、市指定クーリングシェルターの情報として公表することに同意します。

法人名  
代表者名

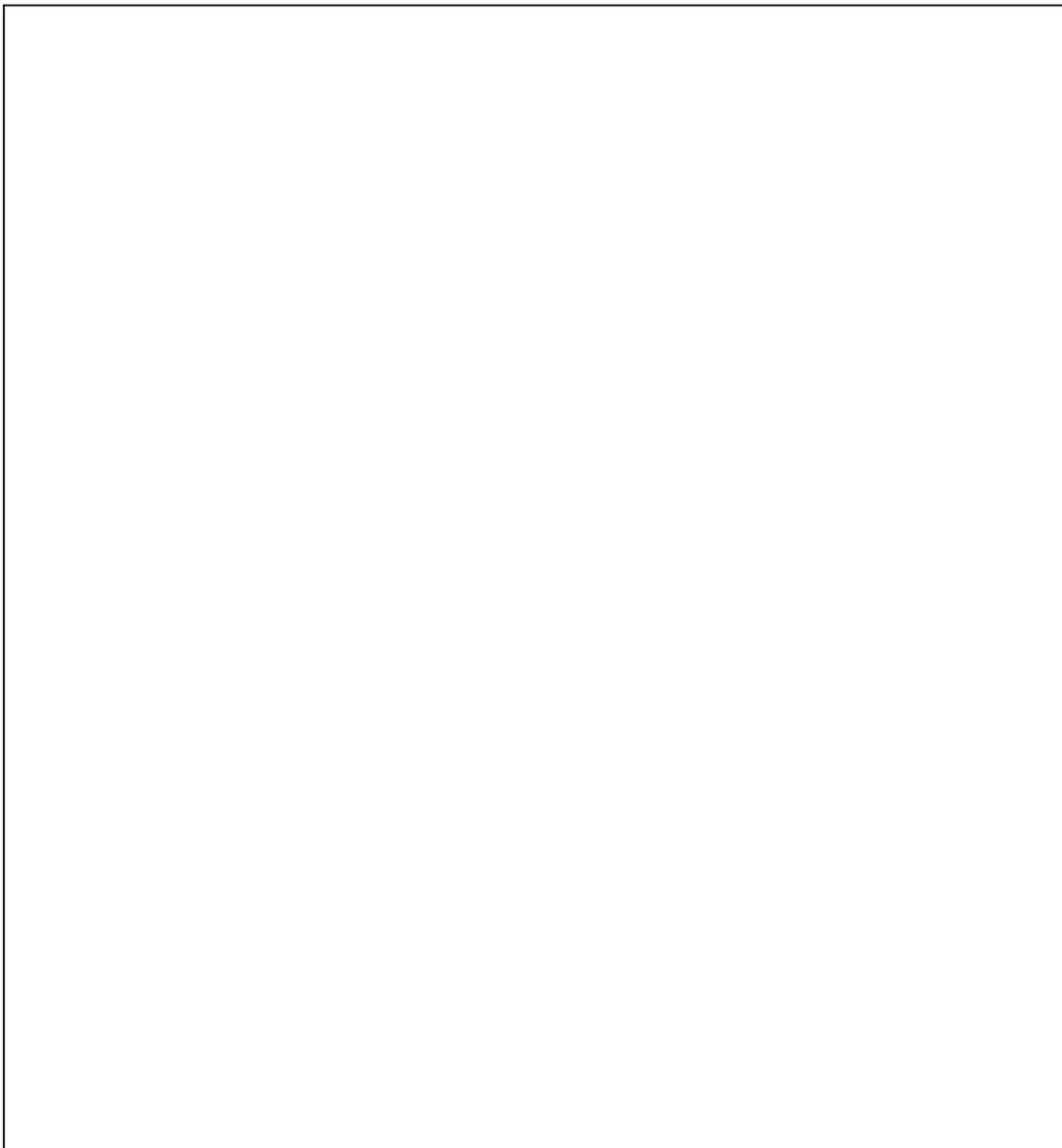
※非公開情報

申込者情報	所属、役職、氏名	
	電話番号	
施設担当者情報（役職、氏名）		
施設メールアドレス		

様式第 2 号

クーリングシェルター見取り図

施設名称：\_\_\_\_\_



**【注意事項】**

- 施設内のクーリングシェルターとして利用できる休憩場所をお示してください。
- 簡易な図で構いません。また、別紙での作成も可です。

様式第3号

栗原市クーリングシェルターに係る協定書

栗原市（以下、「甲」という）と、〇〇〇（以下、「乙」という）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づくクーリングシェルターについて、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設のクーリングシェルターとしての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる施設）

第3条 この協定の目的となるクーリングシェルターの対象施設は、次に掲げるとおりとする。

一 名称

二 所在地

栗原市

（供用部分）

第4条 対象施設において、市民その他の者の滞在の用に供する部分（以下、「供用部分」という）は、次に掲げるとおりとする。

供用部分：

（指定日ならびに運用期間）

第5条 クーリングシェルター指定日は、令和 年 月 日とする。

2 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒情報の運用期間に合わせ、毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日までとする。なお、クーリングシェルター指定日が熱中症特別警戒情報の運用期間中であつた場合には、指定初年度に限り、指定日から10月第4水曜日までの運用とする。

(開放可能日等)

第6条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

一 開放する曜日

曜日～ 曜日

二 開放する時間帯

午前 時～午後 時

三 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数  
人

(施設の管理)

第7条 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

**【参考】**

気候変動適応法(一部抜粋)

(指定暑熱避難施設)

第二十一条 市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、当該市町村の区域内に存する施設であって次に掲げる基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができる。

一 当該施設が、適当な冷房設備を有すること。

二 当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができることその他当該施設の管理方法が環境省令で定める基準に適合するものであること。

気候変動適応法施行規則(一部抜粋)

(指定暑熱避難施設の管理方法の基準)

第四条 法第二十一条第一項第二号の環境省令で定める基準は、住民その他の者の滞在の用に供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保することとする。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

第8条 乙は、宮城県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能曜日・時間帯において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第9条 乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、市民その他の者が暑熱を避けるための滞り場所として、第5条に定める開放可能曜日・時間帯において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放に努めるものとする。

(変更の協議)

第10条 乙は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。なお、当該期間の満了の1カ月前までに、甲又は乙のいずれから協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名